
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	「金融商品実務指針」の文案の検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案の文案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本資料でお示しする文案の前提

2. 本資料では、これまでの審議を踏まえて次の整理を前提とした文案をお示している。

（本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲及び会計処理）

- (1) 次の要件を満たす組合等への出資について、構成資産である市場価格のない株式を時価評価（評価差額はその他の包括利益（OCI））するオプション（以下「時価評価オプション」という。）を設ける。時価評価オプションは、出資の目的及び性質に照らして企業自身が定めた方針に合致する組合等について首尾一貫して適用する。

- ① 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者である。
- ② 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価で評価する会計方針を採用している。

（時価評価オプションを適用した場合の減損処理）

- (2) 時価評価オプションを適用した組合等の構成資産である市場価格のない株式の減損処理の回復可能性に関する個別の定めは設けず、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針第 91 項）を適用する。

（時価評価オプションを適用した場合の開示（注記事項））

- (3) 時価評価オプションを適用した場合、次の事項について開示（注記）を要求

する¹。

- ① 時価評価オプションを適用している旨
- ② 時価評価オプションを適用するファンドの選択に関する基本的な方針
- ③ 時価評価オプションを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額²

(総額で会計処理している組合等への出資に対する時価評価オプションの適用可否)

- (4) 総額で会計処理を行っている組合等への出資についても時価評価オプションの適用を認めることが考えられる旨を結論の背景に記載する。また、総額で会計処理を行っている組合等への出資について時価評価オプションを適用した場合には、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項についての開示（注記）の規定を適用することが考えられる旨を結論の背景に記載する。
3. なお、本資料の文案は、個別財務諸表における時価評価を連結財務諸表においても引き継ぐ場合の定めは含んでいない。個別財務諸表における時価評価を連結財務諸表においても引き継ぐ場合の文案については、審議事項(2)-3を参照されたい。

ディスカッション・ポイント

金融商品実務指針の改正案の文案について、ご意見を伺いたい。

以上

¹ 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5-2項(3)及び(4)で求められるレベル3の時価に関する開示要求事項に相当する内容の開示については、第526回企業会計基準委員会（2024年5月22日開催）及び第218回金融商品専門委員会（2024年5月16日開催）（以下「第526回企業会計基準委員会等」という。）で聞かれた意見を踏まえて、開示を求めないことを想定している。

² 第526回企業会計基準委員会等において、ASBJ事務局からは、組合等の構成資産である時価評価（評価差額はOCI）する市場価格のない株式について、時価が取得原価を超えるものと取得原価を超えないものに区分したうえで、それぞれの取得価額、時価及び時価評価差額の持分相当額を総額で注記することを提案したが、聞かれた意見を踏まえ、時価評価オプションを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記するように変更している。

2024年7月30日

移管指針公開草案第●号「金融商品会計に関する実務指針（案）」

移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（最終改正 2024年7月1日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

(HP では非公表)

以 上